

全ての中小・小規模事業者を守るため 休業要請「外」支援金等の制度改善を求める要請書

日頃より中小・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

大阪府は休業要請支援金の申請を締め切りましたが、いまだ支給が届かず、休業要請「外」支援金でも多くの事業者が対象外となるなど不公平が生じています。内容もあまりに不十分であり、実態にみあう制度となるよう制度拡充・要件緩和を求め、以下要請いたします。

なお、大阪府にはコロナ問題について今回で5回目の要請となります。直近では5月19日にも要請しており、その内容を踏まえた要請とさせていただきます。

【要請事項】

1、休業要請外支援金について

- (1) 休業要請支援金に比べ、「外」支援金はほとんど周知されておらず、申請期間1ヵ月はあまりに短すぎる。「売上減少等で経営に深刻な影響が生じている事業者の事業継続を下支えする」との制度主旨からも、すべての事業者に支援を行き届かせるべきである。ましてコロナ対応で忙殺される中、制度を知らなかった、申請期限に間に合わなかった等の者まで申請を排除してはならない。よって、6月末の申請期限を大幅に延長し周知徹底するとともに、上記のような諸事情がある場合は申請を受け付けるなど柔軟に対応すること。また、ウェブ登録できない場合の手続き方法も周知すること。
- (2) 売上50%減未満でも事業存続が危ぶまれる事業者も多数であり、また建設業、製造業などは5～6月から受注減少や操業休止など厳しい状況も起こっている。このような実態に合わせて、「4月の売上、または4～5月の売上が対前年同月比50%以上減少」との要件を緩和すること。また休業要請支援金の対象で申請しなかった者も「外」支援金の対象とすること。途中変更できないと言うのであれば、新規制度を創設するなどして、支援を継続させること。
- (3) 個人事業者に対し、専門家の事前確認の有無によって審査時間に差を設けるのは不当であり、ただちに是正すること。募集要項「専門家による事前確認がない書類を府に送付された場合は、支給までに時間を要することがあります」の記述を削除すること。専門家の事前確認を行わない者にまで様式3の提出を求めないこと。
- (4) 事業所所有の場合に不動産登記簿謄本を必要書類としているが、煩雑な手続きを解消するため、固定資産税の納税通知書の写しなどの代替資料でも受け付けること。
- (5) 申請受付から1週間以内で支給すること。委託事務受注業者等の情報を公開すること。

2、休業要請支援金について

- (1) 5月前半に申請したのに未だ支給されない状況が起こっている。事業存続が危ぶまれているとの危機感を府として共有し、この1週間で支給を完了させること。当事者に進捗状況を連絡するか、問合せ確認ができるようにすること。
- (2) 申請期間1ヵ月はあまりに短すぎたため、制度を知らなかった、申請が間に合わなかった等の事業者が多数うまれている。制度主旨にもとづき、今からでも申請期限を延長するか、上記のような諸事情がある場合は申請を受け付けるなど柔軟に対応すること。
- (3) 「施設（屋号）の公表」の同意を支給要件とすることは、基本的人権、個人情報の自己コントロール権の侵害であり、また業者・府民どうしの監視、憎しみ合いを助長していることから即刻中止すること。

以上よろしくお願いたします。